

取引ルール設定の理由

取引ルール	設定理由
商物分離販売	市場活性化のため。
第三者販売	市場活性化のため。ならびに卸売業者の集荷力、販売力の強化のため柔軟な対応が出来るように。但し、売買参加者の不当な制限にならない範囲において、せり売り以外の方法で売買参加者以外への販売を可能としました。
自己買受	市場活性化のため。今後、市場流通の変化に卸売業者が柔軟に業務を行えるように。但し、売買参加者の不当な制限にならない範囲においてとする。
仲卸業者の直荷引き	市場活性化のため。また、柔軟な規定の運用を推進することにより荷揃えの充実を図るため。但し、入場する卸売業者からの仕入れを基本とする。
卸売市場内における一般消費者向け販売	市場活性化のため。市場法改正により、開かれた市場の趣旨も盛り込まれているため。但し、売買参加者に著しく不利益になることのないように配慮も必要。